

令和4（2022）年度

日本台湾交流協会日本奨学金の手引き

公益財団法人 日本台湾交流協会

目 次

1 事務手続きについて	1
2 奨学金等の請求について	3
3 その他連絡事項	5
4 日本台湾交流協会の連絡先.....	6
日本台湾交流協会日本奨学金等の支給額.....	7
各種書式	8

1 事務手続きについて

(1). 電話・メール等での問い合わせや連絡

日本台湾交流協会へのお問合せは原則メールで行ってください。問い合わせや連絡をする場合は必ず氏名及び奨学金留学生番号をメールに記載してください。

(2). 請求書・申請書等の書類送付

日本台湾交流協会へ書類等を送付する場合は、必ず住所・氏名・奨学金留学生番号及び送付書類の内容を封筒に明記してください。

(3). 住所・電話番号・メールアドレスの変更

住所・電話番号・メールアドレスを変更する場合は必ず「住所等変更届」を提出してください(メール提出可)。

また、住所等を変更した場合必ず市役所等に届け出を行い、必要な手続きを行ってください。

(4). 台湾へ帰省、海外渡航等する場合

台湾へ帰省、日本国外に渡航する場合、出発の10日前までに「海外渡航届」を必ず提出してください(メール提出可)。帰省は1年間(4月1日～3月31日)に合計で28日(4週間)を越えないようにしてください。ただし、家族の病気など特別な理由による場合はこの限りではありませんのでその場合は日本台湾交流協会に連絡してください。

なお、台湾への帰省や海外渡航などの理由で月の初めから終わりまで日本を離れている場合、その月の奨学金は支給しませんのでご注意ください。

ただし、海外の研究所での研究等、大学の指導や研究上の理由により長期間日本を離れる場合はこの限りではありませんのでその場合は日本台湾交流協会に連絡してください。

(5). 大学の変更

研究生の身分のまま大学変更及び研究生から修士・博士・専門職課程に進学時の大学変更は原則認めていません。もし、進学する大学を変更しなければいけない場合、大学の変更等で何か不明な点がある場合は必ず日本台湾交流協会へ事前に連絡・相談してください。

(6). 進学

年度途中で正規課程への進学が決定した人(10月入学等)は、正規課程への進学後から奨学金の支給金額が変更になります。そのため、正規課程に進学しましたら合格通知書(入学許可書)の写しと非正規生から正規生に変更になったことがわかる書類(例えば学生証の写し等)を必ず日本台湾交流協会に提出してください。

(7). 支給証明書

奨学金の支給証明書が必要な場合は、「奨学金留学生証明書交付申請書」により申請してください。交付しているのは日本語の証明書のみです。

なお、その際には必ず84円切手を貼った返信用封筒(長形3号封筒)を同封してください。(返信用封筒の大きさにより返送時の切手の金額が異なりますので注意してください。)

(8). 保証証明書

在留期間(査証)の更新に日本台湾交流協会が発行する証明書が必要な場合は、「奨学金留学生保証証明書交付申請書」により申請してください。発行出来るのは日本語の証明書のみです。

なお、その際には必ず84円切手を貼った返信用封筒(長形3号封筒)を同封してください。(返信用封筒の大きさにより返送時の切手の金額が異なります注意してください。)

また、この保証証明書は在留資格の更新の目的でのみ使用することが出来ます。他の使用目的(大学入学の保証人やアパートの賃貸契約の保証人になることが出来ません)で申請・使用は出来ませんので注意してください。

(9). 教育・研究状況の報告について

1年間に前期と後期の2回、大学での教育・研究状況の報告書を提出していただきます。詳細については前期(7月～8月頃)、後期(1月～2月頃)にメールで連絡しますので必ずご確認ください。(提出いただけない場合、奨学金の支給停止・取消となることもありますので注意してください。)

(10). 奨学金支給期間の継続について

● 研究生・大学院生: 奨学金支給期間内であっても毎年度1回指導教員による意見書を提出していただき奨学金等支給継続の可否を判断します。例年1月頃にメールで詳細を連絡しますので必ず確認してください。(提出いただけない場合、奨学金の支給停止・取消となることもありますので注意してください。)

● 学部生: 奨学金支給期間内であっても毎年度1回大学の成績証明書を提出していただき奨学金等支給継続の可否を判断します。例年1月頃にメールで詳細を連絡しますので必ず確認してください。(提出いただけない場合、奨学金の支給停止・取消となることもありますので注意してください。)

(11). 帰台旅費の請求・辞退

当該年度で奨学金の支給期間が満了し、日本での生活を終えて指定の期間に帰国する学生に対し、航空券を支給します。該当者には、帰台旅費の請求・辞退の手続きに必要な連絡します。(9月修了者は例年7月末頃、3月修了者は1月末頃にメール連絡します。)

(12). 大学の休学・退学

奨学金支給期間中に大学を休学・退学する場合は事前に日本台湾交流協会へ連絡してください。必要な手続き等について連絡します。なお、休学により修業期間に変更が生じた場合であっても支給期間は変更できません。

2 奨学金等の請求について

(1). 在籍確認のサイン

当協会の奨学金を受けるには、月に1回在籍大学の窓口(大学の留学生関係の部署が多い状況ですが、大学によって異なるので必ず各自で確認してください。)にて在籍確認のサインをしてください。なお、サインを忘れた・出来なかった場合、奨学金を受け取ることは出来ませんので注意してください。

(2). 在籍確認の締切

毎月10日頃に各大学から在籍確認のサインをした留学生の連絡が日本台湾交流協会に来ます。その連絡を日本台湾交流協会が確認することで、当該月の奨学金の支給手続きが行われ、奨学金がみなさんの口座に支給されます。毎月の在籍確認のサインの締め切り日は各大学によって異なりますので、必ず在籍大学の窓口を確認してください。

(3). 在籍確認遅延の場合

締切日までに在籍確認のサインが出来なかった場合、その後月末までに各大学の窓口でサインをすれば、翌月に当該月分の奨学金が支給されます。(締切日までにサインをした場合、翌月の奨学金支給日に奨学金が2ヶ月分(前月分+当月分)支給されることとなります。)

また、月の最初から最後まで一度も在籍確認のサインをしなかった場合、当該月の奨学金の支給は出来ませんので注意してください。

(4). 奨学金支給日

奨学金の振込は毎月27日を予定しています。
ただし、27日が土・日・祝祭日等の場合は、支給日が繰り下がります。例えば、27日が土曜日の場合、支給日は29日の月曜日となりますので注意してください。

(5). 授業料

大学に授業料等を支払った後で、「授業料等請求書」に大学から発行される領収書(原本)とともに日本台湾交流協会へ請求・送付してください。

私立大学の場合、支給対象外(下記参照)である学会費や保険代などが合計金額に含まれていることがあります。私立大学に在籍する方については、授業料を納付した合計金額のみが記載された領収書(証明書)だけでなく、支払金額の明細(内訳)が分かる

領収書(証明書)も必ず提出してください。

支給対象外となる例

- ① 一般の日本人学生であれば本来自費で購入すべきもの
- ② 学会費、自治会費、校友会費等
- ③ 健康保険料等
- ④ 書籍(備品となるため)
- ⑤ 単位取得に必須であっても、学内規定にない経費
- ⑥ 振込手数料

(6). (台湾現地採用のみ) 検定料及び入学金

大学に検定料又は入学金を支払った後、「授業料等請求書」に大学から発行される領収書(原本)とともに日本台湾交流協会へ請求・送付してください。

現地採用者の検定料及び入学金は留学期間を通じ1回のみ支給します。(研究生受験時の検定料及び入学金を請求、受給した人は、大学院正規課程(修士・専門職学位・博士)受験の時の検定料及び入学金は請求できません)。

また、検定料は、入学先(進学先)の大学の検定料のみが支給の対象です。検定料を請求する際には必ず合格通知書の写しを添付してください。

また、日本国内での採用者は、検定料及び入学金は支給対象外です。

(7). (台湾現地採用のみ) 検定料及び入学金の請求時期

検定料及び入学金の請求は、原則として留学1年目の年度の3月までです。ただし、留学2年目の年度に研究生から正規課程へ進学する場合の正規課程の入学金は、留学2年目の年度の4月から9月までの間に請求してください。

(8). 授業料、検定料及び入学金の支給日

日本台湾交流協会に授業料等請求書が毎月10日までに届いた場合、当該月の奨学金支給日に奨学金と一緒に授業料、検定料も支給します。なお、日本台湾交流協会に授業料等請求書が10日以降に届いた場合は翌月の奨学金支給日に授業料、検定料が支給となります。

ただし、授業料等請求書に不備がある場合や、領収書等の必要書類が添付されていない場合には、授業料、検定料が支給出来ないこともありますので注意してください。

(9). 授業料、検定料及び入学金の支給限度額

2011年度まで国立大学標準額以上の授業料、検定料は支給しないこととなっていました。2012年度より標準額を超過する場合についても、予算の範囲内で支給することとなりました。(支給されない場合もありますので注意してください。)

よって、年度途中は国立大学標準額までの支給とし、年度末の3月に予算残額の範囲内で超過分の未支給額を支給します。(対象者には、支給時に別途メール等で詳細を通知します。)請求書に記入する金額につきましてはこちらで調整しますので、領収書の金額をそのまま記入してください。

3 その他連絡事項

1. 日本台湾交流協会日本奨学金留学生在が次の①~⑦のいずれか一つに該当する場合には、奨学金支給期間中であっても、奨学金等の支給を取り止めにすることがあります。

- ① 申請書類の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- ② 日本台湾交流協会理事長への誓約事項に違反したとき。
- ③ 大学等において懲戒処分を受け、もしくは成業の見込がないと判断されたとき。
- ④ 在留資格「留学」が他の在留資格に変更となったとき。
- ⑤ 他の奨学金を重複して受給しようとしたとき又は重複して受給したとき。
- ⑥ 「日本台湾交流協会日本奨学金の手引き」及び募集要項記載事項に違反した時。
- ⑦ 日本台湾交流協会から学生に連絡後、2ヶ月以上音信がないとき

2. 月の初めから終わりまで日本を離れている場合、その月の奨学金は支給しません。また、大学を休学または長期に欠席した場合、原則として奨学金は支給しません。大学を休学等する場合は、必ず日本台湾交流協会に連絡してください。ただし、インターンシップ等大学の指導により、大学を離れる場合はこの限りではありません。その場合はできるだけ早く日本台湾交流協会にご相談ください。

3. 日本台湾交流協会からの連絡方法

皆さんへの連絡は、主にメールで行いますので、日頃からよく確認してください。

メールの送付先は、皆さんに年度当初(4月)に提出いただく、日本台湾交流協会日本奨学金留學生調書に記載があるメールアドレスに送付します。そのため、メールアドレスに変更がある場合は必ず住所等変更届及びメールで日本台湾交流協会にご連絡ください。また、日本台湾交流協会から連絡するメールアドレス(shougakukin-k1@k1.koryu.or.jp)から来るメールを受信出来るようにしておいてください。(日本台湾交流協会からのメールが迷惑メールと判断されメールを受信出来ない場合もあるので必ず確認してください)

4. 諸手続き様式

本手引きに各種様式がありますが、メールでも別途配布します。紛失等し必要な場合は日本台湾交流協会へ連絡してください。

5. ハラスメントに遭った場合

大学において、セクシュアルハラスメントやアカデミックハラスメントなどに遭った場合には、

まずは各大学の窓口などに相談してください。必要な場合や大学の相談窓口がよく分からない場合などには、日本台湾交流協会に相談してください。

4 日本台湾交流協会の連絡先

(各種請求書等の送付先)

〒106-0032 東京都港区六本木3 - 16 - 33 青葉六本木ビル7階
公益財団法人日本台湾交流協会 総務部 奨学金担当者

(電話等による連絡・問い合わせ先)

TEL:03-5573-2600 (奨学金については5番)

Mail:shougakukin-k1@k1.koryu.or.jp

※お問い合わせ時間

月曜日～金曜日 (祝日・年始年末を除く) 9:30～17:00

日本台湾交流協会日本奨学金の支給額

	支給額	備考
1.奨学金	月額 ① 148,000円 ② 147,000円 ③ 146,000円 ④ 145,000円 ⑤ 144,000円 ⑥ 143,000円 ⑦ 145,000円 (夏季) 148,000円 (冬季) ⑧ 144,000円 (夏季) 147,000円 (冬季) ⑨ 143,000円 (夏季) 146,000円 (冬季) ⑩ 120,000円 ⑪ 119,000円 ⑫ 117,000円 ⑬ 117,000円 (夏季) 120,000円 (冬季)	①～⑨大学院生 ①～⑥：通年の支給額 ⑦～⑨： 夏季（4月～10月） 冬季（11月～3月） ⑩～⑬：学部生 ⑩～⑫：通年の支給額 ⑬：夏季（4月～10月） 冬季（11月～3月）
2.授業料等 ①授業料 ②入学金 ③検定料	※国立大学標準額 ① 535,800円 ② 282,000円 ③ 30,000円 ※入学金を支給する年度に限り、①授業料と②入学金の合計金額を標準額として①及び②を支給する	A.実費支給（左記標準額を超過する金額については、予算の範囲内で支給する。） B.授業料とは、教育に必要な経費として学則等に定められている経費（入学金及び検定料を除く）とする。 C.入学金と検定料は、1回限りの支給。（国内採用者は支給対象外。）
3.渡日・帰台旅費 ①渡日旅費 ②帰台旅費	日本の国際空港～台湾の国際空港間直行便の下級航空賃（エコノミークラス）	航空券を現物支給

日本台湾交流協会日本奨学金留学生授業料等請求書

令和 年 月 日

公益財団法人 日本台湾交流協会

理 事 長 殿

下記により授業料等を請求します。

記

奨 学 生 番 号	
氏 名	
在 籍 大 学 名	
学 部 ・ 研 究 科 名	
採 用 年 度	令 和 年 度
請 求 金 額	合 計 _____ 円
	内 訳 授 業 料 _____ 円 (前・後期)
	令 和 年 度 入 学 金 _____ 円
	検 定 料 _____ 円
添 付 書 類	領 収 書: ※公立、私立大学の場合は、必ず納入金明細が分かる文書も添付すること。
	※検定料を請求する場合は、必ず合格通知書の写しも添付すること。
請 求 者 署 名	(署名) (印)

住所等変更届

令和 年 月 日

公益財団法人 日本台湾交流協会

理 事 長 殿

奨学生番号

在籍大学名

学部・研究科・年次

氏 名

私は、令和 年 月 日より下記のとおり住所等を変更しますのでお届けいたします。

記

旧住所 〒

E-mail

TEL ()



新住所 〒

E-mail

TEL ()

海外渡航届

令和 年 月 日

公益財団法人 日本台湾交流協会

理事長 殿

奨学生番号

在籍大学名

学部・研究科・年次

氏 名

私は、下記のとおり海外渡航しますのでお届けいたします。

記

1. 日本出発予定日 令和 年 月 日
2. 日本到着予定日 令和 年 月 日 日間
3. 渡航連絡先 住 所
TEL (携帯)
TEL (自宅等)
メールアドレス @
5. 渡航目的 帰省・研究資料収集・学会発表・冠婚葬祭・通院・旅行
その他 ()
6. 備考

日本台湾交流協会日本奨学金留学生保証証明書交付申請書

公益財団法人 日本台湾交流協会

理 事 長 殿

下記により日本台湾交流協会日本奨学金留学生保証証明書の交付を申請します。

記

申 請 者	奨学生番号
	氏 名
	性 別
	生年月日 西暦 年 月 日 (満 歳)
住 所	〒
	T E L ()
大 学	大 学 名
	学部・研究科名
	身 分 学部 ・ 研究性 ・ 修士・専門職学位・博士課程 年次
	専 攻
旅 券	番 号
	有 効 期 限 西 暦 年 月 日
在 留 期 間	満了年月日 西 暦 年 月 日
使 用 目 的	

申請年月日 西暦 年 月 日

申請者氏名

注1. 旅券有効期限:パスポートの「DATE OF EXPIRATION OF PASSPORT」の記載による。

注2. 在留期間満了年月日:旅券の上陸許可印の「DURATION」又は直前の在留期間更新等の「EXTENDED PERIOD OF STAY」の記載による。

注3. 住所・氏名を記載し、切手を貼った返信用封筒を同封すること。

日本台湾交流協会日本奨学金留学生証明書交付申請書

公益財団法人 日本台湾交流協会

理 事 長 殿

下記により日本台湾交流協会日本奨学金留学生証明書の交付を申請します。

記

申 請 者	奨学生番号
	氏 名
	性 別
	生年月日 西暦 年 月 日 (満 歳)
住 所	〒
	T E L ()
大 学	大 学 名
	学部・研究科名
	身 分 学部 ・ 研究性 ・ 修士・専門職学位・博士課程 年次
	専 攻
使用目的	

申請年月日 西暦 年 月 日

申請者氏名